

ようこそ「まなびの教室」へ

発達障害のあるお子さんのための「まなびの教室」が、正式にスタートしました！

Q1 「発達障害のお子さん」とは、どんなお子さんでしょうか？

A 大きく3つに分けられます。

①＜対人関係の障害＞

- ・ お友達となかなかなじめない。
- ・ 初めてのことに對して、とても心配する。こわがる。
- ・ ものごとにこだわって、やるべきことができなくなる。 など



②＜注意・行動の障害＞

- ・ 落ち着けない。じっとしてられない。
- ・ とにかく不注意で、すぐつまづいたり、転んだりする。
- ・ いろいろなことに興味を示すので、一つのことに集中できない。 など

③＜学習の障害＞

- ・ 話を聞くとわかるのに、読んだり書いたりすることが苦手。(書くときはマス目にうまく入れられないこともあります。)
- ・ 計算をしようとする、位がそろわず筆算をまちがえやすい。
- ・ 何かに不器用である(はさみをなかなか使えない・スキップができない・自転車にのれない・など、いろいろな場合があります。)

これらは、育て方のせいではなく、生まれたときからもっている障害です。小さいときから適切に対処して育てていくことで、十分な成長が期待できます。

発達障害は、お医者さんによって診断されますが、家庭では明らかになりにくく、集団生活の中で初めて気づかれる場合もあります。

Q2 「通級による指導」の中身を教えてください。

A お子さんの様子により、月1回から週8時間、通常の授業を休んで「まなびの教室」に通っていただきます。鍋屋田小学校以外の学校から来る方は、おうちの方の送迎が必要になります。

特に苦手な学習を個別に行って自信をつけたり、遊びやゲームをして友達との関わり方を学んだり、視覚・聴覚の成長を促す学習をしたりします。

通級指導教室担当が支援会議に出席することも可能です。

Q3「通級による指導」を受けるためには、どんな手続きが必要ですか。

A 二つの手続きが必要になります。

① お医者さんから「発達障害」の診断を受けていること。

- 「高機能広汎性発達障害（HF PDD）」「高機能自閉症（HF AU）」「アスペルガー症候群」「自閉症スペクトラム」
- 学習障害（LD）
- 注意欠如—多動性障害（ADHD）
- 軽度発達障害

も、発達障害にあたります。



② 長野市教育センター内の教育相談室で就学相談をし、「通級による指導を受けることが望ましい。」といわれること。

この2点がそろっていれば、通級を始められます。

お気軽にご相談ください！



長野市立鍋屋田小学校
まなびの教室 担当 石井順子
電話 FAX 234-2305（直通）